

第 3 号議案

第十中学校校舎等解体工事請負契約に係る意見について

第十中学校校舎等解体工事請負契約に係る意見について

第十中学校校舎等解体工事請負契約に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条に基づき区長から意見を求められた別紙案文について同意する。

上記の議案を提出します。

平成 30 年（2018 年）1 月 19 日

提出者 中野区教育委員会教育長 田 辺 裕 子

（提案理由）

第十中学校校舎等解体工事請負契約について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づき区長から意見を求められたので、意見を申し出る必要がある。

## 第十中学校校舎等解体工事請負契約

下記のとおり工事請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的  
第十中学校校舎等解体工事
- 2 契約の方法  
一般競争入札
- 3 契約の金額  
金 2 4 9 , 7 8 2 , 4 0 0 円
- 4 契約の相手方  
熊本県熊本市南区島町五丁目 7 番 3 号  
株式会社前田産業  
代表取締役 木村洋一郎